

(発行所) 一般社団法人 柏法人会  
〒277-0023 柏市中央1-1-1  
TEL 04-7163-3393  
FAX 04-7166-6629  
(発行人) 会長 森和夫  
(編集) 広報委員長 太田次男  
(編集責任者) 広報委員長 太田次男  
(印刷所) 広報委員 中央印刷(株)

# 会報

■URL <http://www.kashiwahoujinkai.or.jp> ■E-mail [kashiwa-h@basil.ocn.ne.jp](mailto:kashiwa-h@basil.ocn.ne.jp)

## 柏法人会 第32回 通常総会開催

於 ザ・クレストホテル柏

## 柏税務署人事異動速報



手賀沼親水広場・水の館



プラネタリウム映像

会員数/千葉県 38,024社 柏法人会 4,149社(平成26年6月末日)

### ■表紙解説

手賀沼親水広場

(我孫子市)

この親水広場は、流石の都市化により手賀沼の汚濁が激しくなると、大正期に白蟻の作家達がその作品に描写したかつての美しい沼を取り戻したいという市民の熱い願いに支えられ、手賀沼が平成3年に開港したものです。

広さ3・3ヘクタールの敷地には「水の館」と「広場」が設置され訪れる人々にとって手賀沼と親しみやすい場となり、水と親しみながら水と人との関わりを学び、手賀沼の浄化について考える拠点になるようにと、様々な設備や展示物が整備されています。

「広場」には、手賀沼の風景をイメージした幅尺五千分のエントランス広場をはじめ、水、じゃぶじゃぶ池などがあります。

「水の館」は高さ25mの展望台がある3階建ての建物で、展示ホールがあり、プラネタリウム家などがあり、雨の日の文学者や芸術家の紹介のほか、いろいろな映像装置やパネルが備えられ、見学者が楽しみながら手賀沼や水に関する知識を深め、水質浄化について考え、体験することが出来るように工夫されています。

場所 我孫子市我孫子一五三  
電話 〇四七二八四〇〇(代表)  
開館時間 九時〜十六時三十分  
(休館日 6月15日まで17時)  
休園日 月曜日は休館(12月29日  
年末年始(12月29日  
〜1月3日))  
料金 無料

柏法人会会員

- ・法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- ・e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(社)柏法人会と入力して下さい。

# よつば総合法律事務所の 法律広場



## 「遺言」について、考える

最近、相続税の増税やエンディングノートの普及により、「相続」がピックアップされることが多くなってきました。そして、「相続」で、皆さまにとって、一番身近で、今考えることができるのは、「遺言」の作成ではないでしょうか。

しかし、「遺言」は、なかなか筆が進まないものです…。そこで、今回は、「遺言」について詳しくご説明させて頂きたいと思います。

### 1 遺言の種類

自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言があります。

自筆証書遺言は、遺言者が、遺言の内容全部（例：●●は、△△に相続させる）、日付を自分で書き、署名（パソコンで打つなどの記名はNG）・押印（認め印でも可だが、実印がのぞましい。）をしたものになります。封印をしなくても遺言としては認められますが、偽造・変造のおそれもありますので、封筒に入れて封をし、押印に用いた印で封印しておくのをオススメします。

自筆証書遺言は、費用がかからず、いつでも書くことができるため、気軽に作成することができます。しかし、要件に不備があると、遺言として認められなくなったり、遺言自体が発見されない可能性もあります。また、相続が発生した後、家庭裁判所で検認という手続きを受ける必要があります。

公正証書遺言は、原則として公証役場で、公証人に作成してもらうものになります。作成時に、実印や印鑑証明書、全部事項証明書（不動産）等の用意が必要です。また、作成時に立ち会う証人も2人以上必要になり、作成には費用もかかります。

公正証書遺言は、自筆証書遺言と比べると、作成時に手間や費用がかかります。しかし、公証人が作成をするので、遺言の有効・無効が争われにくく、作成した遺言が公証役場で保管されるので、滅失、隠匿、偽造などのおそれはありません。さらに、相続が発生した後に、家庭裁判所で検認という手続きを受ける必要もありません。

秘密証書遺言は、遺言者が遺言書を作成し、その遺言書の内容を「秘密」にしたまま、遺言書の「存在」のみを公証人に証明してもらうものです。遺言書は、ワープロ、代筆でもかまいませんが、自署の署名・捺印が必要です。また、封筒に入れて遺言書自体を封じ、遺言書に押印した印鑑で封印することも必要です。作成時に立ち会う証人も2人以上必要になり、作成されたら、遺言書は、遺言者自身で保管します。なお、この秘密証書遺言は、自筆証書遺言・公正証書遺言に比べると、ほとんど利用されておりません。なお、遺言の種類に優劣はなく、後に作成されたもの（一番新しい遺言）が優先されます。

|        | メリット                                                                                                                           | デメリット                                                                                                                                                         |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自筆証書遺言 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用がほとんどかからない</li> <li>・遺言の存在・内容を秘密にできる</li> <li>・気軽に作成でき、すぐに書き換え・変更ができる</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満たさず、無効となるおそれがある</li> <li>・遺言書の改ざん・複製・隠匿のおそれがある</li> <li>・遺言者が発見されないことがありうる</li> <li>・家庭裁判所での検認手続が必要である</li> </ul> |
| 公正証書遺言 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要件の不備により無効となることはほとんどない</li> <li>・紛失や偽造、変造の心配がない</li> <li>・家庭裁判所での検認手続が不要である</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成時に費用や手間がかかる</li> <li>・証人に遺言の内容を知られてしまう</li> </ul>                                                                   |
| 秘密証書遺言 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他人に遺言の内容が知られない</li> <li>・文面をワープロで作成したり、他人が代筆したりすることが可能</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成時に費用や手間がかかる</li> <li>・要件を満たさず、無効となるおそれがある</li> <li>・家庭裁判所での検認手続が必要である</li> </ul>                                    |

※上記以外に、特別方式の遺言（危急時遺言と隔絶地遺言）があります。これらは、上記の遺言の作成が困難な場合において認められるものになりますので、ここでは説明を省略致します。

## II 遺言を書くメリット

財産の中には、現金や預金といった分配のしやすいものだけでなく、不動産や自社株といった容易に分配しにくいものがあります。このような場合、遺言で財産の分配方法を決めておくと、手続きがスムーズに進みます。

また、相続人の方が、財産を探すのに苦労することも考えられます。遺言で財産を明記しておくと、相続人がわざわざ銀行や市役所に照会することなく、財産を分配することができます。

相続税が発生する場合、相続財産の中から納税資金を捻出すること（相続財産の売却など）も検討できます。

さらに、「遺言」では、相続人に対する最後の自分の思いを『付言』という形で遺すことができます（例：兄弟仲良く暮らして下さい等）。この『付言』は、法的な効力は持ちませんが、相続人に対しては、大きな影響力を持つことが期待できます。『付言』のおかげで、相続人が将来にわたって、円満な家族関係を維持できるようになるかもしれません。

## III どの遺言を作成すべきか

遺言作成時には、本人の意思能力（自分が何をしているのかきちんと判断できるだけの精神能力）が必要です。また、遺言は、一枚の紙に複数人が遺言をすることはできないという制限があったり、自筆証書遺言では、意思能力を争われたり、要件をみたまないことも多いです。

したがって、安全確実に、自分の意思を相続に反映させるためには、公正証書遺言を作成するのがベストです（公正証書遺言作成後、新しい自筆証書遺言が作成されると、自筆証書遺言の内容が優先されることに留意下さい）。

しかし、自筆証書遺言や秘密証書遺言にも前記のようなメリットがあります。特に、自筆証書遺言は、紙とペン、印鑑があれば今日にでも作成できます。それぞれのメリット・デメリットを考慮しつつ、最適な遺言を作成して下さい。また、最適な遺言が分からない場合は、専門家にご相談下さい。

#### IV さいごに

初めのところでも述べましたが、『遺言』というとなかなか筆が進まないのも事実です。しかし、『遺言』を書くことによって、相続人の方にスムーズに財産を受け継ぐことができ、円満な家族関係の維持につながることがあります。ですので、一度「遺言について、考える」機会をお持ちいただくことをお勧め致します。

「遺言」の作成や「遺言」について考えることに気が進まない方は、エンディングノート等で財産を把握することからはじめて下さい。自分が気づけなかった思わぬ落とし穴があるかもしれません。最初は手軽な自筆証書遺言にチャレンジするのも良いと思います。

※作成の方法が分からない、「遺言」の要件をみたしているか不安等の場合は、専門家にお気軽にご相談下さい。（松村菜里）

弁護士法人よつば総合法律事務所では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は柏法人会又は当事務所まで直接ご連絡下さい。（当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。）

### 弁護士法人よつば総合法律事務所

柏市柏1-5-10 水戸屋壺番館ビル4階

**TEL 04 - 7168 - 2300**

（電話受付時間平日9時から18時）

事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/>

代表社員弁護士 大澤一郎

※当事務所所属の弁護士松村菜里が相続に関する本『家族で話す HAPPY相続』を出版致しました。相続の基本からめやすいケース、不動産で起こるトラブル等を分かりやすく解説しました。

